公告第８０－２号
令和８年１０月２８日

変　更　公　告

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長 川﨑 祥

公告第８０号「３９号建物便所改修工事（令和８年１０月２２日）」に係る入札について、内容の一部を下記のとおり変更するので、関係事項を承知のうえ参加されたい。

１　変更事項

入札説明書のうち、１２(1)アを「開札日時　令和８年 12 月１日　午前 10 時 00 分」から「開札日時　令和８年 12 月 **3** 日　午前 10 時 00 分」に変更する。

２　入札に関する事項の問い合わせ先

〒670-0881
兵庫県姫路市峰南町１―７０ 陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊 担当：川﨑
TEL　079-222-4001（内線 345）
FAX　079-222-4006
Mail　ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

３　仕様書に関する事項の問い合わせ先

業務隊管理科営繕班 担当：泉
TEL　079-222-4001（内線 344）
Mail　himejigsvc-svc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

律第１６０号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）**に係る掛金**（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等

ア　提出期間

上記９(1)アに同じ。

イ　提出場所

上記９(1)イに同じ。

ウ　提出方法

上記９(1)ウを参照

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6)　提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7)　提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9)　工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12　開札

(1)　開札の日時及び場所

ア　開札日時　**令和８年12月３日　午前10時00分**

イ　開札場所　**陸上自衛隊姫路駐屯地　入札室**

(2)　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3)　開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4)　(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5)　第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、**令和８年12月10日　午前10時00分**から実施する。

13　入札の無効

(1)　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札